

医療従事者の免許に関する手続き

○新規申請

免許種別	手数料	提出書類
医師、歯科医師	収入印紙 60,000円	<ul style="list-style-type: none">・申請書・戸籍抄(謄)本または本籍地が記載された住民票の写し(6月以内のもの)・医師の診断書(1月以内のもの)・登録済証明書用はがき(希望する場合63円もしくは速達323円分の切手を貼付)
薬剤師	収入印紙 30,000円	<ul style="list-style-type: none">・申請書 ・合格証書・戸籍抄(謄)本または本籍地が記載された住民票の写し(6月以内のもの)・医師の診断書(1月以内のもの)・登記されていないことの証明書・登録済証明書用はがき(希望する場合63円もしくは速達323円分の切手を貼付)
保健師、助産師、看護師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師	収入印紙 9,000円	<ul style="list-style-type: none">・申請書・戸籍抄(謄)本または本籍地が記載された住民票の写し(6月以内のもの)・医師の診断書(1月以内のもの)・登録済証明書用はがき(希望する場合63円もしくは速達323円分の切手を貼付)
准看護師	岩手県収入証紙 5,700円	<ul style="list-style-type: none">・申請書・合格証書・戸籍抄本または本籍地が記載された住民票の写し(6月以内のもの)・医師の診断書(1月以内のもの)

○籍(名簿)訂正・書換え交付申請

免許証に書かれている「氏名」「本籍地」に変更があった場合、30日以内に籍(名簿)訂正の手続きが必要になります。

免許種別	手数料	提出書類
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師	収入印紙1,000円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 免許証 変更事項を証する戸籍抄(謄)本(6月以内のもの) 遅延理由書(変更のあった日から30日を経過している場合)
薬剤師	氏名、本籍地(都道府県名の変更)それぞれ1件につき、 収入印紙 1,000円 免許証書換手数料 収入印紙 2,750円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 免許証 変更事項を証する戸籍抄(謄)本(6月以内のもの) 遅延理由書(変更のあった日から30日を経過している場合) 登録済証明書用はがき(希望する場合63円もしくは速達323円分の切手を貼付)
准看護師	岩手県収入証紙 3,500円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 免許証 変更事項を証する戸籍抄本(6月以内のもの) 遅延理由書(変更のあった日から30日を経過している場合)

○再交付申請

免許証を紛失あるいはき損した場合、再交付申請ができます。

免許種別	手数料	提出書類
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師	収入印紙 3,100円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 戸籍抄(謄)本または本籍地が記載された住民票の写し(6月以内のもの) 免許証(き損の場合) 調査及び意見書
薬剤師	収入印紙 2,750円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 戸籍抄(謄)本または本籍地が記載された住民票の写し(6月以内のもの) 免許証(き損の場合) 登録済証明書用はがき(希望する場合63円もしくは速達323円分の切手を貼付)
准看護師	岩手県収入証紙 4,200円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 戸籍抄本または本籍地が記載された住民票の写し(6月以内のもの) 免許証(き損の場合) 調査及び意見書(亡失の場合)

○まつ消・返納申請

死亡又は失踪宣告を受けた場合、30日以内に届出義務者（配偶者、子等）が籍（名簿）まつ消（消除）・返納申請をしなければなりません。

免許種別	手数料	提出書類
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、准看護師	なし	<ul style="list-style-type: none">・申請書・免許証・戸籍抄本及び死亡診断書等、抹消理由を確認できる書類（6月以内のもの）・遅延理由書（変更のあった日から30日を経過している場合）

管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師の免許に関する手続き

○新規申請

免許種別	手数料	提出書類
管理栄養士	収入印紙 15,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・栄養士免許の写し ・戸籍抄(謄)本または本籍地記載の住民票(6月以内のもの) ・国家試験合格証(原本)または卒業証明書、管理栄養士課程単位取得証明書 ・登録済証明書及び返信用封筒(希望する場合84円もしくは速達344円分の切手を貼付)
栄養士	岩手県収入証紙 5,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・戸籍抄本または本籍地記載の住民票(6月以内のもの) ・卒業証明書 ・単位履修証明書
調理師	岩手県収入証紙 5,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・戸籍抄本または本籍地記載の住民票(6月以内のもの) ・医師の診断書(1月以内のもの) ・養成施設卒業者については卒業証明書及び単位履修証明書、試験合格者については合格証書または合格証明書
製菓衛生師	岩手県収入証紙 5,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・戸籍抄本または本籍地記載の住民票(6月以内のもの) ・医師の診断書(1月以内のもの) ・合格証書または合格証明書

○籍(名簿)訂正・書換え交付申請

免許証に書かれている「氏名」「本籍地」に変更があった場合、30日以内に籍(名簿)訂正の手続きが必要になります。

免許種別	手数料	提出書類
管理栄養士	免許証記載事項(氏名、本籍地、都道府県名の変更) 訂正: 収入印紙 950円 書換: 収入印紙2,350円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・免許証 ・変更事項を証する戸籍抄(謄)本(6月以内のもの) ・遅延理由書(変更のあった日から30日を経過している場合)
栄養士、調理師、製菓衛生師	岩手県収入証紙 3,200円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・変更事項を証する戸籍抄本(6月以内のもの) ・免許証 ・遅延理由書(変更のあった日から30日を経過している場合)

※他県で交付された栄養士、調理師、製菓衛生師免許の申請については、交付地の都道府県へ申請してください

○再交付申請

免許証を紛失あるいはき損した場合、再交付申請ができます。

免許種別	手数料	提出書類
管理栄養士	収入印紙 3,300円	・申請書 ・免許証（き損した場合）
栄養士、調理師、製菓衛生師	岩手県収入証紙 3,600円	・申請書 ・免許証（き損した場合）

○まつ消・返納申請

死亡又は失踪宣告を受けた場合、30日以内に届出義務者（配偶者、子等）が籍（名簿）まつ消・返納申請をしなければなりません。

免許種別	手数料	提出書類
管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師	なし	・申請書 ・免許証 ・戸籍抄（謄）本及び死亡診断書等、抹消理由を確認できる書類（6月以内のもの） ※死亡または失踪以外の理由による場合は、その理由を記載した書類 ・遅延理由書（変更のあった日から30日を経過している場合）